〇大雪消防組合建設工事等入札参加者資 格審查会規程

平成9年4月1日 訓 令 第 2 号

改正 平成 19年2月26日訓令第7号 平成22年3月31日訓令第2号 平成26年4月8日訓令第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、大雪消防組合建設工事等入札参加者資格審査及び指名に関する規程(平成9年訓令第1号)第3条に規定する大雪消防組合建設工事等入札参加者資格審査会 (以下「資格審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所轄事項)

- 第2条 資格審査会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 建設業者等資格審査基準の作成に関すること
 - (2) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査及び格付けに関すること
 - (3) 指名基準及び指名停止基準の作成に関すること
 - (4) その他入札参加者資格審査に関する必要なこと (組織)
- 第3条 資格審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、事務局の位置する主監をもって充てる。
- 3 副委員長は、事務局の位置する主監を除く五町の主監をもって充てる。
- 4 委員は、消防長及び署長をもって充てる。 (委員長)
- 第4条 委員長は、資格審査会を代表し会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。 (会議)
- **第5条** 資格審査会は、毎年4月に開催する。ただし、必要と認める場合は随意に開催する ことができる。
- 2 資格審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。 (庶務)
- 第6条 資格審査会の庶務は、消防本部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要と認める場合は、大雪消防組合を構成する六町の 資格審査会にその任を委ねることができる。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19 年 2 月 26 日訓令第 7 号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

第6編 財務(大雪消防組合建設工事等入札参加者資格審査会規程)

附 則 (平成22年3月31日訓令第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月8日訓令第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。